

2022年2月22日

知的財産専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

公益財団法人 大学基準協会
知的財産専門職大学院基準検討小委員会
主査 熊谷 健一

本協会の知的財産専門職大学院基準（改定案）については、知的財産分野の研究科、知的財産分野の関係団体及び正会員大学にお送りし、関係者各位より貴重なご意見を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

この度の意見募集の結果及びご意見を踏まえた本協会の対応を以下の通り公表いたします。

【意見募集の概要】

1	案 件 名	知的財産専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集
2	意 見 募 集 期 間	令和3年12月8日（水）～令和4年1月11日（月）
3	意 見 提 出 者 数	1大学及び1個人
4	内容別にみた意見件数	18件
5	意見の受け取り方法	電子メール

知的財産専門職大学院基準（改定案）に対する意見への対応

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
1	<p><基準（大項目）> 全体</p> <p><意見> 「オープン・イノベーションの支援等」（1頁（1）①、4頁1. 使命・目的）が知的財産専門職大学院のひとつの使命とされ、また、「特に、グローバルな視野や最先端技術を活用したビジネスにおける知的財産実務に関する知識・技能を修得させることが重要である」（6頁2. 教育課程・学習成果、学生）とされている。これらが、知的財産専門職大学院の使命であり、また、教育上の評価に重要であり、評価の眼目であるならば、正面からそれらを挙げ、その理由も示すべきである。</p> <p>基準自体は知的財産専門職大学院に対象とする場合には限らず、一般的には極めて常識的な基準であると考え。逆にそのために「評価の視点」が挙げられているにしても、委員が評価するときには、委員の個人的な主観が入り込む余地があるように感じる。細かく定めると教育に硬直化を来し、また、教育・学問の自由を損なうことにもなる。そこで、対象大学院の評価に当たっては「評価の視点」に照らし、明らかにそれに反する事実が見られない限りは良しとすべきもののように思われる。</p>	修正なし。	<p>本基準では、まず1頁の「知的財産専門職大学院基準について」（以下、「前文」という。）において、知的財産専門職大学院で養成すべき人材像を明示しており、当該箇所は基準そのものの前提となる重要な箇所です。また、各大項目の本文についても同様に、評価のポイントとなる点を個別に示した評価の視点の前提として、当該大項目で何が求められるのかを言及した箇所です。</p> <p>さらに、本協会では、各知的財産専門職大学院の固有の目的を尊重し、これを実現するために教育においてどのような努力・工夫をしているかという観点から評価を行っています。したがって、評価者は本基準に沿って、固有の目的を尊重して評価を行うことで客観性を担保することとしています。</p>
2	<p><基準（大項目）> 知的財産専門職大学院について（1頁） (1)知的財産専門職大学院基準（以下「本基準という。」）は、大学院基準協会（以下「本協会」という。）が知的財産専門職大学院の認証評価機関とし</p>	修正なし。	<p>本協会では、知的財産専門職大学院認証評価を第1期、2期と実施して実績を蓄積していくなかで、知的財産専門職大学院の果たすべき使命が明確</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>て、その評価を行うために設定したものである。</p> <p>本基準が対象とする知的財産専門職大学院とは、以下の要件を備えた大学院をいう。</p> <p>①<u>知的財産に関する専門知識・能力を身に付け、企業・行政・研究機関等における知的財産の活用に必要な幅広い知識、経営的センス、交渉力及びグローバルな視野を有することにより、オープン・イノベーションの支援等の新たな価値創造を担う知的財産分野の専門職業人の養成を基本的な使命としていること。</u></p> <p>②授与する学位が、固有の目的や教育内容に相応のものとし、知的財産修士（専門職）又はこれに相当する名称のものであること。</p> <p><意見></p> <p>下線部の記載は、認証評価の対象とする大学院を特定するための記載であって、その大学院の使命や目的が適切なものか否かを評価するための記載ではないので、現存する又は将来設立される可能性がある知的財産専門職大学院が評価対象から外れてしまうことがないように広めに定義することが適切と考えられる。</p> <p>例えば、「①<u>知的財産に関する専門知識・能力を身に付けた知的財産分野の専門職業人の養成を基本的な使命としていること。</u>」などと記載すれば必要十分な広さの定義となると考えられる。</p> <p>なお、評価対象の知的財産専門職大学院に求められる使命・目的については、次の項目において意見を述べる。</p>		<p>になってきました。これを受けて、第3期を迎えるにあたり、知的財産専門職大学院で養成すべき人材像を明確化しましたが、当該箇所については、知的財産専門職大学院の定義を狭めるものではありません。したがって、現状の記載といたします。</p>
3	<p><基準（大項目）></p> <p>1 使命・目的（本文）</p> <p><意見></p>	修正なし。	<p>専門職大学院は、高度専門職業人を養成し、我が国の社会の発展に寄与する目的で創設されています。そして、そこで要請される知的財産分野の高</p>

知的財産専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>「オープン・イノベーションの支援等」とあるが、なぜそれが挙げられているのか、もし知的財産専門職大学院の使命であり、評価の眼目であれば、詳しく理由を挙げるべきである。</p>		<p>度専門職業人には、我が国の経済の発展のために、1つの組織の枠を超えて、ビジネスや技術開発等を含め、社会におけるイノベーションを起こすことを支援・促進する能力が必要とされています。また、知的財産分野の高度専門職業人が担う新たな価値創造の一例として、企業をはじめとするさまざまな組織が連携して行うオープン・イノベーションを支援することをあげています。</p> <p>なお、首相官邸のもとに設置されている知的財産戦略本部が策定した「知的財産戦略ビジョン」（2018年）においても、イノベーション・モデルの変化により、現代では一企業の中ではなく企業間あるいはより広くユーザーを含む社会と連携しつつイノベーションを進めるオープン・イノベーションが不可欠であること、今後ともこの傾向は続くものであると説明されており、こうした社会の状況も踏まえて今回の基準改定を行いました。</p> <p>上記のことから、現状の記載といたします。</p>
4	<p><基準（大項目）> 1 使命・目的（本文）</p>	修正なし。	意見（1）について 基準の制定時及び今回の改定にお

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>知的財産専門職大学院は、未来社会において、知的財産分野に期待される役割を十分に果たすための人的基盤の確立という重要な使命を担っている。これに際しては、知的財産に関する専門知識・能力を身に付け、企業・行政・研究機関等における知的財産の活用に必要な幅広い知識、経営的センス、交渉力及びグローバルな視野を有することにより、オープン・イノベーションの支援等の新たな価値創造を担う知的財産分野の専門職業人を養成することが課されている。</p> <p>各知的財産専門職大学院では、上述の基本的な使命の下、知的財産基本法の趣旨及び当該専門職大学院を設置する大学の理念・目的に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定める必要がある。また、固有の目的には、各知的財産専門職大学院の特色を反映することが求められる。さらに、各知的財産専門職大学院はその固有の目的を実現するためのビジョンを策定し、それに対する独自の資源配分、組織能力、価値創造等を方向付ける具体的方策を作成し、実行することが望ましい。</p> <p><意見></p> <p>上記の第一段落の下線部の記載は、知的財産専門職大学院の「基本的な使命」について記述しようとするものである。そして、その基本的な使命を実現するために各大学院が掲げるべき「固有の目的」について、第二段落において記述している。以下、この構造を前提に意見を述べる。</p> <p>(1) 知的財産専門職大学院の「基本的な使命」に関する社会的な認識について</p>		<p>いても、知的財産基本法の趣旨を踏まえており、そのことは基準本文の第2段落冒頭において明記しています。そのうえで、本協会における第1期・第2期の知的財産専門職大学院認証評価の実績を踏まえ、第3期評価にあたって改めて知的財産専門職大学院の養成すべき人材像を明確にすべく、改定案を策定しています。また、改定案の策定にあたっては、「知財戦略ビジョン」なども踏まえ、養成すべき人材像を明示しています。</p> <p>意見（2）について</p> <p>本基準では、知的財産専門職大学院に共通する基本的な使命に基づき、各知的財産専門職大学院固有の目的を定め、これに沿って教育等を展開する構造となっています。したがって、各大学院の個性や特色はこうしたなかで打ち出すことを可能としており、No.2と同様に知的財産専門職大学院の定義を狭めるものではありません。</p> <p>意見（3）について</p> <p>今回ご提出いただいた「知的財産学の参照基準」のように、大学が独自に</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>他の学問分野を専攻する多くの大学院とは異なり、知的財産専門職大学院は比較的新しい存在であることから、その使命についての公的な定義や社会における共通認識が確立しているわけではない。そこで、従来の認証評価基準においても、知的財産専門職大学院の設立のきっかけとなった「知的財産基本法」の「趣旨」を踏まえて「固有の目的」を策定すべきとしていたものと推察される。</p> <p>この状況に変わりはないことから、今回の認証評価基準の改定において知的財産専門職大学院の「基本的な使命」を定めるにあたって、「知的財産基本法の趣旨」を踏まえることが適切と考えられる。</p> <p>そこで知的財産基本法第一条を見ると、「新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出」、「活力ある経済社会の実現」、「知的財産の創造、保護及び活用」などのキーワードがもっとも基本的な趣旨の文脈で言及されている。</p> <p>したがって、改定後の認証評価基準における知的財産専門職大学院の「基本的な使命」は、これらのキーワードに基づいて規定することが適切と考える。</p> <p>【参考：知的財産基本法第1条】</p> <p>この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、<u>新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護</u></p>		<p>参照基準を作成することは、質保証に向けた有効な取組みといえます。ただし、今回は本協会が第1期・2期の評価の経験を踏まえて改定した基準であり、以下（4）の通りの対応としています。</p> <p>意見（4）について</p> <p>基準に示している「知的財産の活用」については、後続の「必要な幅広い知識」について言及したものです。この知的財産の活用に必要な知識には、活用の前提となる創造・保護に必要な知識も含まれていることからこのような表現といたしました。なお、大項目1の本文において、知的財産基本法の趣旨及び当該専門職大学院を設置する大学の理念・目的に照らし合わせて専門職学位課程の目的に適った固有の目的を定めることを求めているため、自ずと同法の趣旨を踏まえた教育を行うこと意図しています。</p> <p>「経営的センス」という表記については、知的財産をビジネスに活用するために必要な感覚として記載しています。経営学を基礎とする学びを必須とするかは、各知的財産専門職大学院</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。</p> <p>(2)各知的専門職大学院の個性や特色を包含することについて 各大学院の固有の目的は、その大学院の個性や特色等に応じて相違があると考えられるから、「基本的な使命」の項においては、各大学院に共通に求められる基本的な事項を特定しつつも、現存する又は将来設立される可能性がある知的財産専門職大学院の個性や特色を包含しうるように、ある程度一般的な記載とすることが適切である。</p> <p>(3)知的財産専門職大学院で教育すべき事項について 大学院の「基本的な使命」は、どのような知識・能力を身に付けた人材を育成するかという観点から定義することが適切であるが、そのためには、そもそも知的財産専門職大学院において学ぶべきさまざまな基本的素養について具体的に特定することが必要である。 しかし、知的財産専門職大学院が専攻する学問分野（以下「知的財産学」と呼ぶ。）において学生が学ぶべき基本的素養についての共通認識はこれまで形成されていなかった。それどころか、そもそも「知的財産学」の定義も明確にはされてこなかった。 そこで、本学において「知的財産学の定義」や「知的財産学を学ぶ学生が身に付けることを目指すべき基本的素養」を整理する作業に着手することとし、産業界、知財分野の団体、政府機関などの外部有識者のご意見に基づき、「知的財産学における教育課程の編成上の参照基準」を作成した（添付資料</p>		<p>が判断すべきものであり、本基準ではその点は求めていることからこの表現を用いています。また、「交渉力」については、現行の基準でも定めており、こうした表現を踏襲しています。</p> <p>さらに、「オープン・イノベーションの支援」については、No.3の通り知的財産分野の高度専門職業人が担う新たな価値創造の一例としてあげています。</p> <p>(1)～(4)の意見に対しては、以上の理由から現状の記載といたします。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>1 「知的財産学の参照基準（要約）」及び添付資料2「知的財産学の参照基準（本文）」を参照。</p> <p>この参照基準は今年度内の確定を目指しており、まだ完成版ではないが、添付資料1「知的財産学の参照基準（要約）」に記載した有識者メンバー以外にも、産業界、政府機関（特許庁、知財推進事務局）、教育機関などの関係者のご意見もすでに聴取しており、好感触を得ていることから、その内容については幅広く社会的な合意が得られる適切なものと考えている。</p> <p>この参照基準では、知的財産学において考察の対象となる「知的財産制度」の定義について、「知的財産の社会的価値から生じる利益を知的財産の創出者、保有者及び利用者が享受する仕組み」と定義し、その仕組みには、①法律的仕組みだけでなく、②経済的仕組みが含まれるものとした。</p> <p>そのうえで「知的財産学」について、「法律・経済・技術・文化・国際などの多様な観点から、社会にとっての知的財産の価値を考察するとともに、その社会的価値から生じる利益を知的財産の創出者、保有者及び利用者が享受する仕組みについて考察する学問」と定義した。</p> <p>さらには、知的財産学では、考察のための方法論として、法学、経営学、自然科学、語学など他の学問分野の知識が必要となるため、学際的な性格を持つが、直接の考察対象は知的財産の価値や知的財産制度そのもの（他の制度等との関係を含む）であり、知的財産の視点から世界を見る学問であるものとした。</p> <p>そして、知的財産学を学ぶ学生が身に付けることを目指すべき基本的素養として、下記の8項目を掲げた。</p> <p>①知的財産の社会的価値に対する理解と知的財産を尊重する倫理観 ②知的財産の利益を享受するための法律的な仕組みに関する理解</p>		

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>③知的財産の利益を享受するための経済的な仕組みに関する理解</p> <p>④知的財産に関する契約及び契約交渉に必要な知識とスキル</p> <p>⑤知的財産の内容理解に必要なスキル</p> <p>⑥知的財産に関する情報の検索と分析のスキル</p> <p>⑦知的財産に関する語学スキル</p> <p>⑧経済社会の動向や他の制度等と知的財産との関係についての理解</p> <p>上記8項目に含まれる事項を細展開すると、非常に多数の小項目となる(添付資料2「知的財産学の参照基準(本文)」の10ページ~21ページ参照)。 これに対し、認証評価基準の改定案における上記下線部の記載を見ると、それらの一部のみが散発的に取り上げられているように見受けられる。</p> <p>改定に際して「基本的な使命」を改訂するのであれば、これらの項目を包含しうるような一般化した記載を検討していただくことが適切と考えられる。</p> <p>(4)修正案 上記(1)~(3)を踏まえ、以下、改定案のいくつかの記載について意見を申し述べたうえで、修正案を提案させていただく。</p> <p>・「<u>知的財産の活用に必要な幅広い知識</u>」について 知的財産分野の専門職業人に必要な知識は、知的財産の「活用」に関する知識だけにとどまらず、知的財産の「創造」や「保護」に関する知識も必要である。</p>		

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>・「<u>経営的センス</u>」について</p> <p>知的財産の社会的価値から生じる利益を享受する経済的な仕組みとしての知的財産制度を理解し、使いこなすためには、知的財産の法制度の知識に加えて経営学の基礎知識が必要であることは事実であるが、それは経営の「センス」というより、さまざまな経営学上の具体的な知識やスキルである。</p> <p>・「<u>交渉力</u>」</p> <p>知的財産の専門職業人にとって「交渉力」が不要ということはないにしても、一般的な「交渉力」それ自体が、知的財産の専門家に押しなべて必要となるスキルとまではいえない。また、交渉力それ自体を学ぶための授業科目を特別に整備することも現実的ではない。</p> <p>・「<u>オープン・イノベーションの支援</u>」</p> <p>「オープン・イノベーション」は近年重要性を増してはいるが、「イノベーション」の一類型に過ぎないことから、知的財産専門家の業務として「オープン・イノベーションの支援」のみを特記することは必ずしも適切ではない。</p> <p>以上を踏まえて、上記下線部についての修正案を提案すると、例えば、「<u>これに際しては、知的財産の専門知識・能力（知的財産の社会的価値から生じる利益を享受するための法律的及び経済的な仕組みとしての知的財産制度に関する知識・能力を含む）を身に付け、企業・行政・研究機関等における知的財産の創造、保護及び活用を通じて活力ある経済社会の実現を担う知的財産分野の専門職業人を養成することが課されている。</u>」などと記載すれば、必要十分な広さの定義となると考えられる。</p>		
5	<基準（大項目）>	修正なし。	当該箇所では、各知的財産専門職大

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>1 使命・目的（評価の視点 1-2）</p> <p>当該専門職大学院の目的の実現に向けて、<u>中・長期ビジョン</u>を策定し、それに係る<u>資源配分、組織能力、価値創造等</u>を方向付ける具体的方策を作成していること。また、<u>それを実行していること</u>。</p> <p><意見></p> <p>改定前は「1-4 固有の目的を実現するためのアクション・プランを策定しているか」という設問であり、改定前の「アクション・プラン」は短期、中期、長期のいずれであっても良かったのに対し、改定後の 1-2 では「中・長期ビジョン」と限定している。</p> <p>しかし、教育機関の事業の性格上、1年単位の短期的なアクション・プランを策定して実行することが普通であり、また最も重要である。</p> <p>また、今回の改定案において「データサイエンス等の最先端技術を用いた革新的なビジネスに関する知識」が言及されたことから分かるように、知的財産学において学生が身に付けるべき素養は時代に応じて刻々と変化しており、それに伴って教育内容を適時に修正していく必要があるから、中・長期ビジョンではなくむしろ1年から2年単位程度の短期的なアクション・プランが非常に重要である。</p> <p>他方、数年単位の中・長期的なビジョンは、1年から2年単位の短期的なアクション・プランとは性格が異なり、中長期的にしか解決することができない何らかの課題が出現したときに必要に応じて策定されるものであり、恒常的に（本専門職大学院の目的の実現に向けた）中・長期ビジョンが策定され実行されているわけではない。</p> <p>なお、専門職大学院認証評価が5年ごとに実施され、認証評価後の3年目</p>		<p>学院の特長を明確に打ち出すためにも、固有の目的に示した人材の養成の実現に向け、将来を見通したビジョンを策定して取り組むことを求めています。その際、どのようなビジョンや具体的方策を策定するのかは各知的財産専門職大学院に委ねており、策定・実行の具体的な期間を規定するものではありません。</p> <p>なお、「資源配分、組織能力、価値創造」については、当該知的財産専門職大学院が持つ資源（人材、施設設備、資金等）の配分や、組織的な活用を通じて強みや特色を打ち出し、当該知的財産専門職大学院の価値を創造することを例示としています。したがって、中長期ビジョン・具体的方策の内容は大学が考えて決めるものであると位置づけていることから、現状の記載といたします。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>に改善状況や変更状況のチェックがされることを考えると、専門職大学院認証評価自体も2年～3年のスパンでの大学院の動きを評価するように構成されていると思われる。</p> <p>したがって、例えば、上記下線部の「中・長期ビジョン」を「ビジョン」または「アクション・プラン」と修正することが適切と考えられる。</p> <p>また、改定案では、「当該専門職大学院の目的の実現に向けて中・長期ビジョンを策定し、それに係る資源配分、組織能力、価値創造等を方向付ける具体的方策を作成していること。また、<u>それを実行していること。</u>」としているが、「資源配分」「組織能力」「価値創造」がそれぞれ具体的に何を意図しているのか明確でない。したがって、改定案においてこの事項を評価の視点として盛り込むのであれば、その具体的内容を明示していただいたうえで、再度の意見提出の機会をいただきたい。</p> <p>また仮に、専門職大学院独自の中・長期ビジョンに基づいて予算や人員の獲得をすることを前提にした評価項目だとすると、予算や人事の決定権が専門職大学院ではなく学園本部にあることとの関係で、専門職大学院が策定したビジョンや予算・人事の具体的方策が「実行」できないという事態になる可能性もあるが、そのような状況についてどのような評価をすることを想定しているのか、明確でない。したがって、改定案においてこの事項を評価の視点として盛り込むのであれば、その具体的内容を明示していただいたうえで、再度の意見提出の機会をいただきたい。</p>		
6	<p><基準（大項目）> 2 教育課程・学習成果、学生（本文）</p>	修正なし。	ご指摘の1点目について、該当箇所には、必要な専門知識を本文及び評価の視点 2-2(1)の括弧内に代表的なも

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><意見></p> <p>「必要な専門的知識」（6頁）として、知的財産法だけでなく、関係私法・公法、国際法や外国法も入れるべきではないか。</p> <p>「特に、グローバルな視野や最先端技術を活用したビジネスにおける知的財産実務に関する知識・技能を修得させることが重要である（る）」（6頁）とされているが、これも評価の眼目であれば、詳しく理由を挙げるべきである。</p>		<p>のを例示するに留めており、全てを盛り込むことはできかねるため、現状の記載といたします。</p> <p>2点目について、該当箇所の観点は、評価の視点2-2(2)において設けています。これに沿った具体的な取組みについては、各知的財産専門職大学院が自己点検・評価のなかで説明することとし、現状の記載以上の規定はしないことといたします。</p>
7	<p><基準（大項目）></p> <p>2 教育課程・学習成果、学生（本文）</p> <p>各知的財産専門職大学院の教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務を架橋する教育を行うことに留意し、体系的に編成することが求められる。また、<u>企業・行政・研究機関等における知的財産の活用に必要な専門知識（知的財産権法制度、知的財産戦略、知的財産活用、R&Dマネジメント、経営・事業戦略等）を涵養する科目を系統的に配置することが求められる。特にグローバルな視野や最先端技術を活用したビジネスにおける知的財産実務に関する知識・技能を修得させることが重要であり、これらを踏まえて固有の目的を実現する教育課程を整備することが必要である。</u></p> <p><意見></p> <p>上記下線部において「<u>企業・行政・研究機関等における知的財産の活用に必要な専門知識</u>」とあるが、必要な専門知識は「知的財産の活用」だけでなく「知的財産の創造及び保護」に関する専門知識も重要である。</p> <p>上記下線部の括弧内に「<u>（知的財産法制度、知的財産戦略、知的財産活用、</u></p>	修正なし。	<p>「知的財産の活用」という表記については、No.4と同様です。</p> <p>「必要な専門知識」として括弧内に記載した事項及び「交渉力を修得させる」ことについては、現行基準においても言及しており、引き続きこれらを踏襲しています。また、必要な専門知識を全て盛り込むことはできかねるため例示する方法を採っています（No.6参照）。したがって、自己点検・評価をする際は、各知的財産専門職大学院が必要と判断する知識・能力を説明することが望まれます。</p> <p>さらに、ご指摘の“(一般的な) ビジネスに関する知識”については、本文及び評価の視点2-2(1)の「必要な専門知識」に含まれています。昨今ではデ</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>R&Dマネジメント、経営・事業戦略等)が掲げられており、これらは現行基準にも記載されているが、知的財産学において学生が身に付けるべき事項（添付資料2「知的財産学の参照基準（本文）」の10～21 ページ参照）の一部のみが散発的に取り上げられているように見受けられるため、今回の基準改定の機会に、表現の修正を検討することが適切ではないかと思われる。</p> <p>上記下線部において「<u>最先端技術を活用したビジネスにおける知的財産実務に関する知識・技能</u>」とあるが、まずは卒業後に実社会で経験する頻度が最も高い「(一般的な) ビジネスにおける知的財産実務に関する知識・技能」を教えることが必須であり、そのようにして培った知識・技能が「最先端技術を活用したビジネスにおける知的財産実務」にも活かされるのが現実であるから、「最先端技術・・・」のみを特に取り出して記載することは適切ではない。</p> <p>以上の点を踏まえて、以下の修正案を提案させていただく。</p> <p>「<u>また、企業・行政・研究機関等における知的財産の創造、保護及び活用に必要な専門知識・能力（例えば、知的財産の社会的価値から生じる利益を享受するための法律的仕組み及び経済的仕組みとしての知的財産制度に関する理解、知的財産に関する契約に関する知識とスキル、知的財産に関する情報の検索と分析のスキルなど）を涵養する科目を系統的に配置することが求められる。特に、グローバルな視野やビジネスにおける知的財産実務に関する知識・技能を修得させることが重要であり、これらを踏まえて固有の目的を実現する教育課程を整備することが必要である。</u>」</p>		<p>ータを用いたビジネスが主流であるため、最先端技術によるビジネスイノベーションにも注視する必要があることから、本文の該当箇所及び評価の視点 2-2(1)を基盤としたうえで、本文では「最先端技術を活用したビジネスにおける知的財産実務に関する知識・技能」という観点を盛り込み、関連する評価の視点 2-2(2)ではデータサイエンスを例示して「最先端の技術を用いた革新的なビジネスに関する知識」としました。</p> <p>上記に示す理由により、現状の記載といたします。</p>
8	<基準（大項目）>	修正なし。	No.6 と同様です。

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>2 教育課程・学習成果、学生（評価の視点 2-2(1)）</p> <p><意見> 「必要な専門的知識」として、知的財産法だけでなく、関係私法・公法、国際法や外国法も入れるべきではないか。</p>		
9	<p><基準（大項目）></p> <p>2 教育課程・学習成果、学生（評価の視点 2-2）</p> <p>(1) <u>企業・行政・研究機関における知的財産の活用に必要な専門知識（知的財産権法制度、知的財産戦略、知的財産活用、R&Dマネジメント、経営・事業戦略等）</u>に加え、論理的思考力、分析力、表現力、<u>交渉力</u>を修得させる観点から教育課程を編成していること。</p> <p>(2) 知的財産分野の専門職業人としての高い職業倫理観の涵養を測るとともに、グローバルな視野を身に付け、<u>データサイエンス等の最先端の技術を用いた革新的なビジネスに関する知識、インターンシップ等の機会を通じた実務技能の修得に配慮した教育課程を編成していること。</u></p> <p><意見> 改定案の前頁下線部において「<u>企業・行政・研究機関における知的財産の活用に必要な専門知識</u>」とあるが、必要な専門知識は「知的財産の活用」だけでなく「知的財産の創造及び保護」に関する専門知識も重要である。 上記下線部の括弧内に「<u>(知的財産権法制度、知的財産戦略、知的財産活用、R&Dマネジメント、経営・事業戦略等)</u>」が掲げられており、これらは現行基準にも記載されているが、知的財産学において学生が身に付けるべき事項（添付資料2「知的財産学の参照基準（本文）」の10～21ページ参照）の一部のみが散発的に取り上げられているように見受けられるため、今回の基準</p>	修正なし。	No. 4、No. 7と同様です。

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>改定の機会に、表現の修正を検討することが適切ではないと思われる。</p> <p>上記下線部において「<u>交渉力を修得させる</u>」とあるが、知的財産の専門職業人にとって「交渉力」が不要ということはないにしても、一般的な「交渉力」それ自体が、知的財産の専門家に押しなべて必要となるスキルとまではいえない。</p> <p>上記下線部において「<u>データサイエンス等の最先端の技術を用いた革新的なビジネスに関する知識</u>」とあるが、まずは卒業後に実社会で経験する頻度が最も高い「(一般的な) ビジネスに関する知識」を教えることが必須であり、そのようにして培った知識が「データサイエンス等の最先端の技術を用いた革新的なビジネスに関する知識」の獲得にも活かされるのが現実であるから、「最先端の技術」就中「データサイエンス・・・」のみを特に取り出して記載することは適切ではない。</p> <p>以上の点を踏まえて、以下の修正案を提案させていただく。</p> <p>「(1)<u>企業・行政・研究機関等における知的財産の創造、保護及び活用に必要な専門知識・能力（例えば、知的財産の社会的価値から生じる利益を享受するための法律的仕組み及び経済的仕組みとしての知的財産制度に関する理解、知的財産に関する契約に関する知識とスキル、知的財産に関する情報の検索と分析のスキルなど）に加え、論理的思考力、分析力、表現力を修得させる観点から教育課程を編成していること。</u></p> <p>(2) 知的財産分野の専門職業人としての高い職業倫理観の涵養を測るとともに、グローバルな視野を身に付け、<u>ビジネスに関する知識、インターンシップ等の機会を通じた実務技能の修得に配慮した教育課程を編成していること。</u>」</p>		

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
10	<p><基準（大項目）> 3 教員・教員組織（本文）</p> <p><意見> 「多様性を考慮した専任教員構成」（10頁）とあるが、グローバルな視野が重要であれば、「多様性を考慮し、科目によって必要な外国人を含めた専任教員構成」とすべきではないか。学生には、留学生をも念頭に置かれているので（評価の視点 2-20）、教員も多様性という観点から外国人と明示して記載するのが良いと考える。</p>	修正なし。	<p>大項目2においてグローバルな視野を涵養する教育を求めています、この実現に際する取組みについては、必ずしも外国人教員の配置に限定するものではありません。該当部分に関連する評価の視点 3-4 では、「専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、当該専門職大学院の分野の特性を踏まえつつ、多様性を考慮していること」としていますので、多様性として職業経歴、国際経験、性別など各知的財産専門職大学院の判断で自己点検・評価することが可能です。したがって、現状の記載といたします。</p>
11	<p><基準（大項目）> 3 教員・教員組織（本文）</p> <p><u>また、組織的な取組みによって、教員の資質向上を図り、研究者教員と実務家教員の相互理解と協働に努めること、各教員の研究活動（学術的な研究、実務に基づく研究）等を促進することが重要である。・・・</u></p> <p><u>専任教員に対してはその教育研究活動の条件及び環境を整備し、それを適切に運用しなければならない。そのことによって、専任教員の十分な教育研究活動を保障し、学問的創造性の伸長につなげることが必要である。</u></p> <p><意見></p>	修正なし。	<p>ご指摘の“高度専門職業人の育成を目的としている”ことについては、本文1行目において「知的財産専門職大学院として負う使命を果たし、また、それぞれが掲げる目的を実現するために」という点に含まれており、各種取組みはこのために行うこととしています。したがって、重複を避けるために現状の記載といたします。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>大学院設置基準の第3条第1項においては「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」と規定されているのに対し、専門職大学院設置基準の第2条第1項においては「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」と規定されている。</p> <p>すなわち、専門職大学院においては、「専攻分野における研究能力を培うこと」は目的とはされておらず、もっぱら「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」のみが目的とされている。</p> <p>専門職大学院の教員及び教員組織の教育研究活動は、こうした専門職大学院の目標に沿ったものとする必要があるから、教員の「研究活動」も、高度専門職業人の育成に貢献することを目的として行われることが必要と考えられる。</p> <p>この観点からは、上記下線部における「研究活動」や「学問的創造性の伸長」について「高度専門職業人の育成」という目的を明確にすることが適切である。</p> <p>【修正案】</p> <p>「組織的な取り組みによって、教員の資質向上を図り、研究者教員と実務家教員の相互理解と協働に努めること、<u>高度専門職業人の育成を目的とした各教員の研究活動（学術的な研究、実務に基づく研究）等を促進することが重要である。</u>」</p> <p>「専任教員に対してはその教育研究活動の条件及び環境を整備し、それを適切に運用しなければならない。そのことによって、専任教員の十分な教育</p>		

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>研究活動を保障し、<u>高度専門職業人の育成を目指した学問的創造性の伸長につなげることが必要である。</u>」</p>		
12	<p><基準（大項目）> 3 教員・教員組織（評価の視点 3-1） 教員組織の編制方針を定め、当該専門職大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる<u>教員組織の全体的なデザイン</u>を明確にしていること。</p> <p><意見> 今回の改定案において「データサイエンス等の最先端技術を用いた革新的なビジネスに関する知識」が言及されたことから分かるように、知的財産学において学生が身に付けるべき素養は時代に応じて刻々と変化しており、それに伴って教育内容のニーズに適合した教員組織の最適な全体デザインもまた常に変化しているから、策定した最適な全体デザインと実際の教員組織とが乖離している状況になることがありうるが、そのような状況についてどのような評価をすることを想定しているのか、ご教示願いたい。</p> <p>また、教員人事の決定権が専門職大学院ではなく学園本部にあることから、専門職大学院が作成した教員組織の全体的なデザインがただちには実現できない事態になる可能性もあるが、そのような状況についてどのような評価をすることを想定しているのか、ご教示願いたい。</p> <p>改定案においてこの事項を評価の視点として盛り込むのであれば、上記の点について明示していただいたうえで、再度の意見提出の機会をいただきたい。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>本協会では、教育課程を支えるためにふさわしい教員組織を編制するという考えに基づき、基準においては、大項目2で教育に関する事項を定め、大項目3で教員・教員組織に関する事項を定めています。すなわち、教育課程の実施に適した教員組織を編制することを求めています。</p> <p>なお、教員組織の編制方針とその編制実態に著しい乖離がある場合、当該知的財産専門職大学院は自己点検・評価を通じて改善策を立て、自己改善に努めることが必要であり、これらを自己点検・評価の結果として示すことが求められます。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
13	<p><基準（大項目）></p> <p>3 教員・教員組織（評価の視点 3-2）</p> <p>基本的な使命及び固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施できるだけの専任教員を配置していること。その際、<u>主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と主に高度の実務能力を有する教員（実務家教員）を適切なバランスで配置し、</u>いずれの教員も教育上の指導能力を有していること。</p> <p><意見></p> <p>高度専門職業人の育成を目的とする専門職大学院であること、とりわけ実務の比重が大きい知的財産分野における専門職大学院であることから、「基本的な使命および固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施」するための適切な人員配置をしようとする、結果的に研究者教員よりも実務家教員の人数が多くなるのが現実である。</p> <p>したがって、研究者教員と実務家教員の「配置バランス」が「適切」なものかどうかは、「基本的な使命および固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施する」ために適切かどうかで評価すべき点を明確にする必要がある。</p> <p>以上の点を踏まえれば、例えば、「その際、主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と主に高度の実務能力を有する教員（実務家教員）はいずれも教育上の指導能力を有する者であり、かつ、基本的な使命および固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施するために適切なバランスでそれらの教員を配置していること。」などと修正することが適切と考えられる。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>ご指摘の箇所に関し、研究者教員と実務家教員を適切なバランスで配置する点は、前段の「基本的な使命および固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施できるだけの専任教員を配置していること」を踏まえています。したがって、修正案のように再度同じ文言を挿入することは内容の重複にあたることから、現状の記載といたします。</p>

知的財産専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
14	<p><基準（大項目）> 3 教員・教員組織（評価の視点 3-4）</p> <p><意見> 評価の視点 3-4 の最後に、グローバルな視野が重要であれば、「また、科目によって必要な外国人を含めた専任教員を配置すること」という一文を加える。</p>	修正なし。	No.10 と同様です。
15	<p><基準（大項目）> 3 教員・教員組織（評価の視点 3-6）</p> <p><意見> 改定案では、「実務家教員」についての「教育上の指導能力の向上」及び「大学教員に求められる職能に関する理解の向上」についてのみ言及しているが、「研究者教員」が十分な「教育上の指導能力」や「大学教員に求められる職能に関する理解」を有しているとは限らないのが実態であるから、「研究者教員」の資質向上についても言及することが適切と考えられる。 例えば、「・・・その際、実務家教員のみならず、研究者教員の実務に関する知見の充実に努めるとともに、<u>実務家教員及び研究者教員の双方について教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関する理解の向上に努めていること。</u>」などと修正することが適切と思われる。</p>	<p>3 教員・教員組織 評価の視点 3-6</p> <p>「その際、実務家教員のみならず、研究者教員の実務に関する知見の充実に努めるとともに、<u>いずれの教員においても教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関する理解の向上に努めていること。</u>」</p>	いただいたご意見を踏まえ、左記の通り修正いたします。
16	<p><基準（大項目）> 3 教員・教員組織（評価の視点 3-7）</p>	修正なし。	本協会において専門職大学院の評価を行うなかで、昨今は実務教育に著しく偏重しており、その背景には実務

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><意見></p> <p>専門職大学院においては、「専攻分野における研究能力を培うこと」は目的とはされておらず、もっぱら「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」のみが目的とされているから、専門職大学院の教員の研究活動は、こうした専門職大学院の目標に沿ったものとする必要がある。</p> <p>したがって、改定案の上記文章においても、研究者教員であれ実務家教員であれ、この目的に沿った研究活動を行うべきことを明確にすることが適切と考えられる。</p> <p>例えば、「当該専門職大学院の<u>高度専門職業人の育成という教育目標に資する研究のあり方を明らかにし、組織的な支援によって、研究者教員にあっては専門分野の学術的研究に加えて知的財産の実務に関する知見の充実に取り組み、実務家教員にあっては知的財産の実務に関する知見の充実及び刷新を図ることに加えて高度専門職業人の育成に必要な研究等に継続的に取り組むよう促すこと。</u>」と修正することが適切と思われる。</p>		<p>家教員を極端に偏って配置しているケースが見られました。したがって、「修士（専門職）」の学位を授与する教育機関として、改めて研究活動の重要性を基準に明示するため、今回の評価の視点3-7を定めており、経営系専門職大学院など本協会が定める他の専門職大学院に関する基準においても同様の視点を定めることとしています（参考：専門職大学院の実務家教員数に関わる意見書）。</p> <p>上記の経緯から、当該評価の視点を新設するに至っており、“高度専門職業人の育成”という趣旨は踏まえているため、あえてこうした文言は含めていません。また、どのような研究を行うのかは各知的財産専門職大学院が提供する教育に応じて考える必要があるため、これを規定することはいたしません。また、どのような研究を行えば理論と実務を架橋する教育を行えるかを念頭に置いて説明することが求められます。</p> <p>以上のことから、該当部分は現状の記載といたします。</p>
17	<p><基準（大項目）></p> <p>4 専門職大学院の運営と改善・向上（本文）</p>	修正なし。	<p>該当部分は、知的財産専門職大学院が外部機関と連携することによって</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>知的財産専門職大学院は、社会における課題やニーズを捉え、そして、より良い社会の形成、価値付与のために、教育研究活動を展開する使命を負っている。そのため、社会との関係を適切に構築し、とりわけ<u>企業を含む外部機関との連携・協働等を適切に行うこと</u>により、当該専門職大学院の充実を図るとともに、<u>オープン・イノベーションの促進を含む知的財産に係る活動の発展に寄与していくことが求められる。</u></p> <p><意見></p> <p>改定案においては、「<u>企業を含む外部機関との連携・協働を適切に行うことにより、当該専門職大学院の充実を図るとともに、オープン・イノベーションの促進を含む知的財産に係る活動の発展に寄与していくことが求められる</u>」旨が記載されているが、この記載が具体的に意味するところが明瞭でない。</p> <p>仮に、大学における科学技術上の研究シーズを企業等の外部機関との連携によって商業利用することを想定しているとする、知的財産専門職大学院設置基準に定められた教育研究上の目的を超えるように思われる。</p> <p>本大学院の場合は、たまたま同じ大学内に理系学部があることから、その研究シーズを外部とつなぐ活動ができないわけでもなく、実際問題として、知的財産研究科及び知的財産学部の教員が、学内の研究支援組織と連携してこのような活動をすることとしているが、この活動は知財専門職大学院の教員として行う本大学院の学生に対する教育研究活動ではなく、学校法人に勤務する者として勤務先である大学全体の運営のために行う業務と位置付けられている。</p> <p>こうした活動の有無を専門職大学院の認証評価基準に盛り込むことには、</p>		<p>知的財産に係る活動の発展に寄与することが趣旨であり、オープン・イノベーションの促進はその一例として示しています。そのため、現状の記載といたします。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>正当な根拠もなく、また現実問題として無理があると考えられる。</p> <p>したがって、例えば、「企業を含む外部機関との連携・協働を適切に行うことにより、当該専門職大学院の充実を図るとともに、知的財産に係る活動の発展に寄与していくことが求められる」などと修正することが適切と思われる。</p>		
18	<p><基準（大項目）></p> <p>4 専門職大学院の運営と改善・向上（評価の視点4-7）</p> <p><意見></p> <p>改定案において「当該専門職大学院の運営と諸活動の状況について情報を公開し、説明責任を果たしていること」との記載があるが、そもそも各知的財産専門職大学院が誰に対して「説明責任」を負うことを想定しているのか明確でない。その結果、誰に対して、さらにはどの程度の情報を公開すべきかについての具体的基準が明確でない。したがって、改定案においてこの事項を評価の視点として盛り込むのであれば、その基準を明示していただいたうえで、再度の意見提出機会をいただきたい。</p>	<p>4 専門職大学院の運営と改善・向上</p> <p>評価の視点4-7</p> <p>「当該専門職大学院の運営と諸活動の状況について情報を公開し、<u>社会に対し説明責任</u>を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について<u>社会が正しく理解できる</u>よう取り組んでいること。」</p>	<p>本協会では、各知的財産専門職大学院が教育の質を保証するためには、社会に対して情報公開をすることが重要であると考えています。評価の視点4-7は、現行の評価の視点8-4及び8-5を踏まえて作成しており（「知的財産専門職大学院基準の改定について（新旧対照表及び改定の理由・内容）」31～32頁参照）、法令要件事項に加えて各知的財産専門職大学院が社会に対する説明責任を果たすために工夫を行っていることを評価いたします。</p> <p>なお、上記の点が明確になるよう左記の通り修正いたします。</p>

以上